

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学エデュケーション・アドミニスト  
レーターの選考等に関する規程

平成30年3月26日  
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）におけるエデュケーション・アドミニストレーター（以下「UEA」という。）の選考等に関し必要な事項を定める。

(UEAの定義)

第2条 UEAとは、本学において、教育マネジメントの強化、イノベーション教育の推進、グローバル化の推進、キャリア支援、男女共同参画の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行う者をいう。

(1) 教育支援業務

- イ 組織的なカリキュラム編成に係る企画及び支援並びに、シラバスの確認及び検証、改善等
- ロ 英語及び一般教育に係る企画立案等
- ハ 教育の内部質保証の推進
- ニ 教育内容等の改善のための組織的な研修等の企画立案等
- ホ 教務関係システムの運用
- ヘ 教育活動の調査及び分析

(2) イノベーション教育業務

- イ イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育関連の授業科目の開発及び実施
- ロ イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育の普及並びに啓発活動の企画及び運営
- ハ イノベーション教育者の育成
- ニ イノベーション教育及びアントレプレナーシップ教育の推進

(3) キャリア支援業務

- イ 学生及び博士研究員を対象とした組織的なキャリア支援に係る調査、企画立案及び実施等
- ロ 海外勤務等を希望する日本人学生を対象とした組織的なキャリア支援に係る調査、企画立案及び実施等
- ハ キャリア教育の企画立案等

(4) 国際戦略支援業務

- イ 国際戦略の企画立案及び国際交流活動の調査・分析
- ロ 国際戦略に基づく海外オフィスの設置、運営等
- ハ 国際に関する各種事業の実施、調整、進捗管理等

- ニ 共同学位プログラムの企画立案、調整及び進捗管理等
- (5) 国際交流支援業務
  - イ 海外の教育研究機関との組織的連携の企画立案及び実施
  - ロ 戦略的な国際シンポジウムの企画立案等
  - ハ 海外危機管理等に関する情報収集及び学内への情報発信
  - ニ 海外FD研修の企画立案及び実施
- (6) 留学生・外国人研究者支援業務
  - イ 留学生及び外国人研究者の生活支援
  - ロ 留学生生活相談制度の運営及びコーディネート
  - ハ 国際社会に向けた戦略的な研究成果等情報発信の企画立案
  - ニ 国際交流に関する学内交流行事の企画立案及び実施
  - ホ 学内文書英語化の推進
- (7) 男女共同参画業務
  - イ 男女共同参画の推進のための具体的方策の計画及び実施
  - ロ 男女共同参画に関する調査及び分析
  - ハ その他男女共同参画の推進
- 2 UEAは、次の各号に掲げる職名により区分し、当該職名を用いる者の職務は当該各号に定めるとおりとする
  - (1) UEA (ディレクター) 教育推進機構各部門又は男女共同参画室に配置されるUEA及びUEA業務をマネジメントする職務
  - (2) UEA (マネージャー) 教育推進機構各部門又は男女共同参画室をマネジメントする職務
  - (3) UEA (チーフ) 教育推進機構各部門又は男女共同参画室の業務を遂行するとともに、UEA (マネージャー) を補佐する職務
  - (4) UEA (スタッフ) 教育推進機構各部門又は男女共同参画室において、UEAの業務を遂行する職務

(資格)

第3条 前条第2項第1号から第4号までに掲げる職に就くことができる者は、当該職ごとに次の各号に掲げる能力等を有する者とする。

- (1) UEA (ディレクター) 博士の学位を有する者若しくはこれと同等以上の学識経験を有する者であつて、UEA業務に精通し、かつ、リーダーシップを備え、UEAを統括する能力を有するもの
- (2) UEA (マネージャー) 修士若しくは博士の学位を有する者若しくはこれらと同等以上の学識経験を有する者であつてUEA業務を遂行する上で相当高度な知識及び経験を有するもの、又は大学を卒業した者と同程度の学位を有する者であつて他機関を含めUEA若しくは教員(常勤)として業務に従事した期間が10年以上であるもの
- (3) UEA (チーフ) 修士若しくは博士の学位を有する者若しくはこれらと同等以上の学識経験を有する者であつてUEA業務を遂行する上で高度な

知識及び経験を有するもの、又は大学を卒業した者と同程度の学位を有する者であって他機関を含めUEA若しくは教員（常勤）として業務に従事した期間が5年以上であるもの

- (4) UEA（スタッフ） UEA業務を遂行する上で必要な知識及び経験を有し、教育戦略支援、イノベーション教育、キャリア支援、国際連携、男女共同参画等に意欲があり、高いコミュニケーション能力を有する者

(選考)

第4条 UEAの選考を行うため、UEA選考会議を置く。

2 次の各号に掲げる組織のUEA候補者は、当該各号に定めるUEA選考会議が選考する。

- (1) 教育推進機構 教育推進機構UEA選考会議  
(2) 男女共同参画室 男女共同参画室UEA選考会議

3 前項のそれぞれのUEA選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育推進機構UEA選考会議  
イ 教育担当理事  
ロ その他学長が指名する者  
(2) 男女共同参画室UEA選考会議  
イ 男女共同参画担当理事  
ロ 総務担当理事  
ハ 企画総務課長  
ニ 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学男女共同参画に関する規程（平成21年規程第3号）第6条第1項第7号の職員

4 前項第1号ロの委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

5 第2項各号に定めるUEA選考会議にそれぞれ議長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育推進機構UEA選考会議 教育担当理事  
(2) 男女共同参画室UEA選考会議 男女共同参画担当理事又は総務担当理事のうちから学長が男女共同参画室長に指名したもの

6 議長は、UEA選考会議を主宰する。

7 UEA選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

8 UEA選考会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(UEA候補者の報告)

第5条 UEA選考会議の議長は、学長にUEA候補者を報告するものとする。

(UEA候補者の決定)

第6条 学長は、前条の報告に基づき、候補者を決定する。

2 学長は、当該候補者について不相当と認める場合は、再度選考させることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、UEAの選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。